

平成30年9月6日

市政記者クラブ 様

市民経済局市民生活部消費生活センター  
担当：大谷・前田 電話：222-9679

## 情報商材に関する相談が増加しています ～簡単に高額収入を得られるという副業や投資の儲け話に注意しましょう～

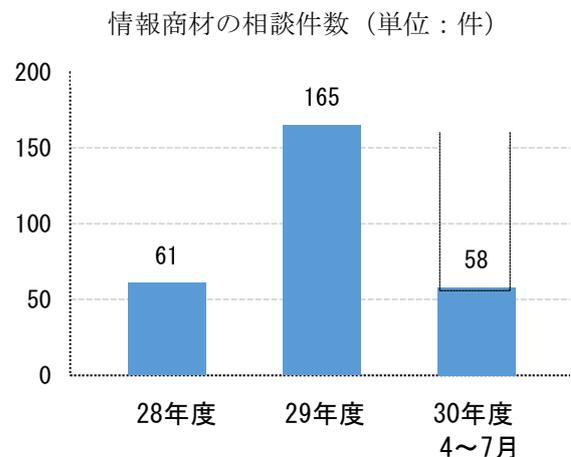
名古屋市消費生活センターへ寄せられた情報商材に関する消費生活相談の概要をお知らせします。市民の方への注意喚起のため、広くご周知いただきますようお願いいたします。

### 1 情報商材に関する相談件数の推移

誰でも簡単に儲かるという高額な情報商材を購入したが、全然儲からない、返金してほしいという相談が増加しています。

情報商材とは、インターネットの通信販売等で、副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のことです。

その内容は、株や仮想通貨、FX（外国為替証拠金取引）の投資システム、ネットビジネスのノウハウマニュアルなどさまざまです。



### 2 相談事例

**事例1** 会員制SNSで副業情報を探していたところ、「誰でも稼げる」とあったのでアドレス登録をした。商材の広告がメールで送られ、「何もすることなく無条件で半永久的に、毎月100～300万円を口座に自動着金する」と記載されていたので、クレジットカードで29万8千円を支払った。契約前に詳しい説明はなかった。後日、商材が届いたところ、FX開設のマニュアルであった。何もすることなく自動着金するという勧誘文句と違うので解約し、返金してもらいたい。（40歳代、女性）

**事例2** メールマガジンで仮想通貨の情報商材を知り、アプリに登録すると動画が送られてきた。「3万円をICO（※Initial Coin Offeringの略で、一般的に企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称をいう）に投資し、毎月15分作業すると1年間で誰でも必ず年収3千万円になる」という動画の説明を信じてサイト上から申込み、参加費用28万円をクレジットカードで決済した。また、「上級コースに契約するともっと高額な収入を目指すことが可能」という動画の説明があったので、併せて申込み、さらに47万円をクレジットカードで決済した。しかし、いざ入会すると3万円だけでは年収3千万円を得ることはできず、毎月追加で投資が必要と分かった。話が違くとメールで解約・返金を申し入れたが、稼ぐためには毎月投資が必要で、解約しても返金はできないと言われた。全額返金を求めたい。（50歳代、男性）

## 【アドバイス】

情報商材の勧誘は簡単に高額収入を得られると強調することが多く、儲からなかった場合のサポートや返金保証はほとんどありません。契約前に慎重に考え、高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。またクレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約することは危険です。不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談しましょう。

## 【参考】相談窓口のご案内

### (1) サクラサイト被害全国連絡協議会及び愛知県弁護士会が無料電話相談を実施

#### 「情報商材関連詐欺被害撲滅全国一斉110番」

- 日 時 平成30年9月13日（木） 午前10時から午後4時まで
- 場 所 アール・イー綜合法律事務所
- 電 話 052-232-5610
- 対 象 情報商材被害の相談（電話無料相談のみ・面談相談なし）

※「情報商材関連詐欺被害撲滅全国一斉110番」に関するお問い合わせ

サクラサイト被害弁護団愛知 事務局 弁護士 鵜飼雅成（愛知市民法律事務所）

TEL 052-529-6155

### (2) 名古屋市消費生活センター

消費生活相談員が、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いしています。「金融商品・高齢者悪質商法110番」の他、「架空請求ホットダイヤル」、「サラ金・多重債務特別相談」の専用電話窓口などを設けています。ウェブサイトの入力フォームから電子メールによる相談も受け付けています。ご相談は名古屋市内在住・在勤・在学の方が対象です。

区分		相談方法	電話番号	受付時間
平日	消費生活相談	電話・来所	052-222-9671	午前9時～ 午後4時15分
	金融商品・高齢者悪質商法110番	電話・来所		
	弁護士による面談(午後1時30分～4時)	来所(要予約)		
	架空請求ホットダイヤル	電話	052-222-9674	
	サラ金・多重債務特別相談	電話・来所	052-223-3160	
弁護士・司法書士による面談(午後1時30分～4時30分)	来所(要予約)			
土・日	土・日テレフォン相談	電話	052-222-9690	

(注1) 年末年始・祝日は除く

(注2) 電話は「消費者ホットライン 188番」からもつながります

■名古屋市消費生活センターのウェブサイト <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>